

# 吹田市民の意見の提出に関する条例

## 逐条解説

### 【改訂版】

平成 24 年（2012 年）1 月

最近改定 平成 29 年（2017 年）4 月

## 目 次

### 吹田市民の意見の提出に関する条例 逐条解説

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（意見提出手続）	3
第4条（適用除外）	3
第5条（予告）	7
第6条（政策等の案の公表）	7
第7条（意見の提出期間）	8
第8条（意見の提出方法等）	8
第9条（提出意見の考慮）	9
第10条（結果の公表等）	10
第11条（実施責任者）	11
第12条（苦情の申出）	11
第13条（一覧表の作成）	12
第14条（委任）	12
附則（抄）	13

### 資料

1 吹田市民の意見の提出に関する条例	14
2 吹田市自治基本条例（抄）	19
3 吹田市行政手続条例（抄）	21

## 吹田市民の意見の提出に関する条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、市が重要な政策等を定めるに当たり、あらかじめ当該政策等の案に対する市民の意見の提出を求めることにより、市民の市政への参画の機会を保障するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

### 【解説】

第1条は、この条例の目的について定めています。

吹田市自治基本条例第20条第1項では、市民が市政に参画する機会を保障するための制度として、市民生活に大きな影響を及ぼすような重要な条例の制定改廃、重要な計画の策定等に際し、その案を事前に公表し、市民の皆さんから意見をいただき、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、いただいた意見を考慮して意思決定を行わなければならないことが規定されています。これら一連の手続を別に条例で定めると規定する第20条第2項の規定に基づき、この条例が制定されました。また、平成17年(2005年)の行政手続法改正において、国の行政機関が政令、審査基準等を定める場合についてパブリックコメント制度を定め、地方公共団体も法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう規定したため、この条例の対象に市の規則や審査基準等も含めることとしました。

このようにして、市民に市政への参画機会を保障し、行政運営の公正確保と透明性の向上を図り、ひいては市民自治の確立に寄与するための共通ルールとして、この条例が制定されました。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 政策等 実施機関が定める次に掲げるものをいう。

ア 条例

イ 計画（吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）第25条第1項に規定する基本構想及び基本計画並びに各行政分野において施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）

ウ 規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定す

る企業管理規程を含む。以下同じ。)  
エ 告示（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定めるものに限る。以下同じ。)  
オ 審査基準等（吹田市行政手続条例（平成9年吹田市条例第3号）第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。以下同じ。)

【解説】

第2条は、この条例で使用する用語の意義について定めています。

第1号の「市民」は、自治基本条例における「市民」と同義であり、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。）のほか、市内の事業所に通勤する人、市内の学校に通学する人、市内に事業所を置き、事業活動、NPO活動やボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。

第2号の「実施機関」は、パブリックコメントの実施主体として、実際に政策等を定める機関のことです。このうち、水道事業管理者と消防長は、自治基本条例第20条でパブリックコメントの実施を義務付けられている執行機関ではありませんが、水道事業管理者は地方公営企業法に基づいて企業管理規程を、消防長は消防本部告示を定めることができるため、これらの独立した権限を有する機関として、執行機関内部で更に個別の実施義務を課しています。

第3号は、この条例の対象である「政策等」を定義しています。

条例では、市民の権利を制限し、又は市民に義務を課し、違反者に罰則を科すことができますし、市規則では、過料を科すこともできるため、その内容によっては市民の権利義務に大きな影響を与えることになります。

また、行政運営の基本方針を示す基本構想とその実現のための基本計画は、市民生活に影響を与える可能性のある重要な計画として、パブリックコメントの対象になります。これに対して、実施計画は事務事業レベルについて定めるものであり、対象にはなりません。

第3号イの「各行政分野において施策の基本的な方向性を定める計画」とは、個別の行政分野の施策について定める計画で、例えば、男女共同参画プランや都市計画マスタープランなど、〇〇計画という名称でなくても、施策の基本的な方向性が示されているものはすべて含まれます。

第3号ウの「規則」には、市規則のほか、教育委員会規則、公平委員会規則、選挙管理委員会規程など各行政委員会が定める規則、規程や、水道事業管理規程が含まれます。

告示は、市が法令等に基づき処分した事項や決定した事項などを市民に周知するために発する文書であり、そのうち、処分の要件を定めるものに限って、パブリックコメントの対象として、第3号エに規定しています。

第3号オの「審査基準等」については、巻末の行政手続条例第2条第9号から第11号までの規定参照。

(意見提出手続)

第3条 実施機関は、政策等を定めようとする場合には、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、市民その他関係者（当該政策等の案に利害関係を有する者をいう。以下同じ。）が意見（情報を含む。以下同じ。）を提出するための手続（以下「意見提出手続」という。）を実施しなければならない。

【解説】

第3条は、意見提出手続の実施義務について定めています。

パブリックコメントの募集に当たって、実施機関は、あらかじめ政策等の案を作成し、市民にその内容を的確に伝えるための関連資料とともに公表することになりますが、より多くの市民から意見をいただくために、その案はできるだけ具体的で分かりやすいものでなければなりません。ただし、形式に定めはありませんので、例えば、条例の場合は骨子案でもよく、計画の場合は概要版のようなものでも構いません。また、政策等の案に関連する資料とは、政策等の案を検討するために必要な資料のことで、例えば、根拠となる法令や条例、又は上位の計画などのほか、その政策等によって影響が予測される範囲や程度などを示す資料が考えられます。

なお、「利害関係を有する者」とは、その政策等が定められることによって、何らかの影響を受ける可能性がある人のことであり、例えば、市内に土地を所有する市外在住者がこれに該当します。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、意見提出手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 国若しくは大阪府その他の地方公共団体又はこれらの機関が定める法令、条例等と実質的に同一の政策等を定めなければならないとき。
- (3) 他の実施機関が意見提出手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (4) 法令又は条例の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見提出手続に相当する手続を実施して政策等を定めようとするとき。
- (5) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに準ずる機関として実施機関が定めるものが、意見提出手続に準ずる手続を経て定めた答申、報告等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (6) 相互に密接な関係を有する政策等の一方について既に意見提出手続（第4号に規定する意見提出手続に相当する手続及び前号に規定する意見提出手続に準ずる手続を含む。）を実施している場合において、当該政策等の内容を踏まえて他方の政策等を定めようとするとき。

- (7) 次に掲げる政策等を定めようとするとき。
- ア 条例の施行期日について定める規則
  - イ 恩赦について定める条例又は規則
  - ウ 条例又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該条例又は規則
  - エ 法令又は他の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例、計画、規則又は告示（市民その他関係者に重大な影響を及ぼすものを除く。）
  - オ 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の市の組織について定める条例又は規則
  - カ 職員の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定その他の人事行政について定める条例又は規則
  - キ 市の会計、予算、決算及び契約並びに財産の管理について定める条例、規則又は審査基準等
  - ク 市の事務の管理及び執行について定める条例又は規則
  - ケ 納付すべき金銭について定める条例、規則又は審査基準等
  - コ 金銭の給付について定める条例又は規則
  - サ 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のもの
- (8) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に条例を付議しようとするとき。
- (9) 法令又は政策等の適用又は準用について必要な技術的読替えを定めようとするとき。
- (10) 根拠となる法令又は他の政策等の廃止等に伴い当然に政策等を廃止しようとするとき。
- (11) 意見提出手続を実施することを要しない軽微な変更として次に掲げるものを内容とする政策等を定めようとするとき。
- ア 法令又は他の政策等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
  - イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

【解説】

第4条は、形式的には第2条第3号に定義する政策等に該当するものの、パブリックコメントを実施しなくてもよい場合を規定しています。ただし、第1号から第6号までの理由により、パブリックコメントを実施せずに政策等を定めた場合は、実施しなかった理由を政策等の題名や趣旨とともに公表する必要があります（第10条第5項参照）。

第1号の「公益上、緊急に政策等を定める必要がある」とは、災害や事故などの非常事態発生時に被害の発生や拡大を防止し、市民の生命、健康などを守るために緊急に条例や規則を定める場合のように、タイミングが遅れると効果がなくなって公益を確保できない可能性がある場合を指します。あくまでも外部の原因によってパブリックコメン

トを実施する時間がない場合に限定されますので、実施機関の事務手続が遅れたというような場合は該当しません。

第2号は、法令や条例に基づいて、国や府、他の自治体と実質的に同一の政策等を定める必要がある場合を指し、例えば、府の条例に基づいて大阪府内の全市町村が同一内容の条例を定める場合のように、市に裁量の余地がない場合を想定しています。

第3号は、市長がパブリックコメントを実施して定めた規則と同一内容の規則を教育委員会が定めようとする場合などが該当します。例えば、個人情報保護条例の施行について定める教育委員会規則では、市長が取り扱う個人情報の例によると定めていますが、このようなケースで、元となる政策等がパブリックコメントにより市民意見を反映したものである場合を指します。

第4号の「意見提出手続に相当する手続」とは、法令や条例に基づく縦覧手続や意見書の提出手続など、パブリックコメントとは別の意見聴取手続のことです。例えば、地区計画の案を作成する際の縦覧手続や意見書の提出手続などがこれに該当します。

第5号の「執行機関の附属機関」とは、法令や条例により設置された審議会、審査会を、「これに準ずる機関として実施機関が定めるもの」とは、要領などにより設置された附属機関に類似する機関をいいます。これらの機関は、政策等を定める権限を持たないため、この条例によるパブリックコメントそのものは実施できませんが、「意見提出手続に準ずる手続」を実施した上で出した答申や報告と実質的に同一の政策等を実施機関が定める場合には、改めてパブリックコメントを実施する意義が乏しいことから、実施を要しない旨規定しています。

第6号の「相互に密接な関係を有する政策等」とは、一方の政策等の案について先行してパブリックコメントを実施した後に、その案に基づいて他方の政策等の案を定める場合におけるそれぞれの案をいいます。例えば、地区計画の制限を定める条例では、地区計画の案そのものについて縦覧手続と意見提出手続を実施しますので、その後、この地区計画の案に基づく条例を定める場合にはパブリックコメントを実施しなくてもよいこととなります。

第7号アは、条例制定時に施行の時期が確定していない場合に、附則で「規則で定める日から施行する」と規定することがありますが、その後確定した施行日を定める規則を指します。

第7号イは、国家的な慶弔の際に、国の政策判断に応じて、懲戒処分の免除や賠償責任に基づく債務の免除に関する条例などを定める場合を想定しています。

第7号ウは、法令や条例に基づいて義務を課す相手方を指定する条例や規則を定める場合が考えられます。例えば、「吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」いわゆるコンプライアンス条例の施行規則で、条例の適用を受ける出資法人などを定めており、このような場合を想定しています。

第7号エは、法令や条例に基づいて一定の施設、区間、地域などを指定し、その法令や条例を適用する対象や範囲を具体的に定める条例や計画などを想定しています。これは、指定が技術的で裁量の余地があまりないようなものについて、パブリックコメントの実施を義務付けない趣旨です。そのため、「市民その他関係者に重大な影響を及ぼす

もの」、例えば、環境美化条例に基づく喫煙禁止地区の指定のように、単なる技術的な指定にとどまらず、市民への影響や市民の関心が強いと思われる場合は該当しません。

第7号オの「市の組織について定める条例又は規則」とは、市の組織について定める「吹田市事務分掌条例」、各組織が所掌する事務について定める「吹田市事務分掌規則」のほか各種の附属機関を定める条例などをいいます。これらは、以下のカ、キ、クと同様、直接的に市民の権利義務に関係するものではなく、パブリックコメントを実施する意義が乏しいことから、適用が除外されています。

第7号カの「人事行政について定める条例又は規則」とは、「吹田市職員の勤務時間等に関する条例」、「吹田市一般職の職員の給与に関する条例」など、主に職員に適用される条例などをいいます。

第7号キの市の会計、予算や財産の管理について定める条例等には、「吹田市特別会計条例」、「吹田市財務規則」のほか、各種の基金条例や市債条例などがあります。

ただし、公の施設の新設又は廃止を行う条例のほか、指定管理者制度の導入、施設の移転、開館日変更に伴う条例・規則の改正については、パブリックコメントを実施する必要があります。この場合、実施時期には注意が必要です。例えば、公の施設の新設などでは、建設工事着手後にパブリックコメントを実施しても市民意見を反映させることは困難ですので、施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があります。「公の施設」の主なものを例示すれば、体育施設（体育館、運動場、プール）、教育・文化施設（博物館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター）、社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、保育園）、その他（公園、道路、学校、公営住宅、墓地）です。

第7号クの「市の事務の管理及び執行について定める条例又は規則」には、「吹田市印鑑条例」、「吹田市公印規則」などがあります。

第7号ケの「納付すべき金銭について定める条例」等は、市税や使用料、手数料など金銭の徴収に関する条例などを指します。これは、地方自治法に基づく条例制定の直接請求において、市税の賦課徴収や使用料、手数料などの徴収に関する条例が除外されていることとの関係でパブリックコメントの実施を義務付けていないものです。仮に、金銭徴収に関する条例等について意見募集を実施した場合、市の財政に与える影響を無視して負担軽減のみを求める意見が多数出され、安易に反映すると市の財政的基盤を揺るがしかねないため、パブリックコメントの実施を義務付けていないのであって、例えば、市独自の税の新設など、内容によっては市民への影響を考慮してパブリックコメントの実施を検討することも必要です。

第7号コの「金銭の給付について定める条例又は規則」には、医療費の助成に関する条例や私立幼稚園在籍園児の保護者補助金に関する条例などがあります。これらは上記ケとは逆に、市の財政を無視して受益を求める意見の集中することが予想されるため、パブリックコメントの実施を義務付けていません。ただし、市民への影響を考慮して、案件によっては意見募集が必要な場合も考えられます。

第7号サの審査基準等で公にされるもの以外のものとは、公表すると行政上の特別の支障（例えば、脱法行為の助長）を惹き起こすおそれがある審査基準や処分基準を指し



ます。

第8号の「地方自治法第74条第1項」は、住民による条例制定改廃の直接請求を定めた規定であり、住民から提出された条例案に市長が修正を加えることはできないため、パブリックコメントの実施を義務付けていません。

第9号は、法令や条例を適用する場合の技術的な読替規定を定める場合のことで、吹田市にはこのような読替規定を定める条例などは今のところありません。

第10号は、根拠となる法令や他の政策等の廃止や改正により、必然的に政策等を廃止する場合を指します。

第11号は、パブリックコメントの実施を要しない軽微な変更として、法令や条例などの制定改廃によって当然必要になる規定整理と、それ以外の用語整理、条項移動などの形式的変更を規定しています。

(予告)

第5条 実施機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めるに当たっては、できる限り早期に、市民その他関係者に対し、インターネットの利用その他の適切な方法により予定している政策等の題名及び意見の提出期間を公表するよう努めなければならない。

【解説】

第5条は、パブリックコメント実施の予告について定めています。

単なる市政への参画機会の保障にとどまらず、より多くの市民から意見をいただき、よりよい政策等にするためには、できるだけ早い段階からホームページ、市報などを利用して積極的にPRを行い、市民の関心を高めることが重要になります。なお、市報すいたでは、パブリックコメントの実施告知は「募集」のコーナーに掲載されることとなりますが、掲載依頼の締切は発行日の約2か月前ですので注意が必要です。

(政策等の案の公表)

第6条 実施機関は、意見提出手続を実施するときは、政策等の案とともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の案の題名、趣旨及び概要
- (2) 政策等の案に関連する資料
- (3) 意見の提出期間、提出先及び提出方法

2 前項の規定により公表する政策等の案は、当該政策等で定めようとする内容を具体的かつ明確に示すものでなければならない。

3 第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

【解説】

第6条は、政策等の案と同時に公表すべき事項と公表の方法について定めています。

第1項第1号の「趣旨」とは、政策等を定めることになった経緯や政策等の方向性をいい、「概要」とは、条例の骨子案や計画の概要版などのように、政策等の案の内容を簡潔に示すものをいいます。なお、案そのものが骨子案や概要版の場合は「概要」を省略することになります。第2号の「関連する資料」については、第3条の解説参照。第3号の「提出期間」、「提出方法」については第7条、第8条参照。

第3項の「その他の適切な方法」には、担当部局の窓口や出張所、公民館で印刷物を配布する、又は資料にカラーの図表や地図が多用されている等により配布の困難な場合は閲覧できるようにするなどがあります。

(意見の提出期間)

第7条 前条第1項第3号の意見の提出期間は、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、意見の提出期間を30日を下回る期間とすることができる。この場合においては、前条第1項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。

【解説】

第7条は、意見の提出期間について定めています。

第1項で提出期間を30日以上（土日、祝日などの閉庁日も含めて）としているのは、意見を提出できるだけの十分な準備期間が必要であることと、国や他の自治体の多くが30日以上としていることによるものです。ただし、例えば、条例改正の原因である法令の改正が公布から短期間で施行される場合のように、外部の要因により30日の期間を確保できないときは、第2項で定めるとおり、理由を明らかにした上で提出期間を短縮することができます。そして、あまりにも時間的余裕がないときは、第4条第1号の規定によりパブリックコメントを実施しない場合もあり得ます。なお、第2項の「やむを得ない理由」は、法令の制定改廃や災害など外部の要因を想定したものであり、事務手続の遅れによるものは含まれません。

(意見の提出方法等)

第8条 第6条第1項第3号の意見の提出方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、市民その他関係者から意見の提出を求めるに当たっては、氏名、住所その他のその者が識別され、又は識別され得る情報の記載を求めてはならない。

#### 【解説】

第8条は、第1項で意見の提出方法について定めています。第5号の「実施機関が適当と認める方法」として、ホームページのフォーム入力から市民意見を受けることもできます。

また、障がいのある方で、第1号から第4号による意見提出が困難な場合は、障害者差別解消法及び吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の趣旨に鑑み、配慮が必要です。具体的には、代筆や点字など書面による意見提出を基本としますが、実施機関の負担が過重でない範囲での聞き取りによる方法なども検討してください。

第2項で意見提出者の氏名、住所など個人が識別され、又は識別され得る情報の記載を求めている旨定めています。

国や他の自治体では、通常、意見提出者に氏名、住所の記載を要求していますが、本市では、何らかの不利益を受けるのではないかという不安を感じることなく、より多くの市民の皆さんから意見を提出していただけるよう、無記名での意見提出を定めたものであり、吹田市のパブリックコメント制度の最大の特徴になっています。

第2項の氏名や住所以外の情報の例としては、個人であれば電話番号、団体であれば代表者名や事務所所在地、電話番号が挙げられます。なお、年齢や性別は、単独では個人を識別する情報には当たりませんが、意見の内容や他の情報との組み合わせにより個人の特定につながる可能性もありますので、記載を求める場合は注意が必要です。

#### (提出意見の考慮)

第9条 実施機関は、意見提出手続を実施したときは、政策等の案に対して市民その他関係者から提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮して、当該政策等を定めなければならない。

#### 【解説】

第9条は、提出された意見を十分に考慮して政策等を定めるという実施機関の責務を規定しています。

パブリックコメントの制度は、市民の市政への参画機会を保障するものですが、意見を受け取ったら終わりではなく、提出された意見を公共の福祉や公益上の観点から、又は財源の問題や他の政策等との関係も含めて検討し、政策等に反映可能なものは反映し、一つ一つの意見に対して市の考え方を十分説明するところまで完結して初めて制度としての意義があると言えます。

(結果の公表等)

第10条 実施機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めたときは、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案を公表した日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（政策等の案を修正した場合にあつては、その修正内容を含む。）及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提出意見が多数に上るときは、当該提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

4 実施機関は、意見提出手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととしたときは、その旨（別の政策等の案について改めて意見提出手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第4条第1号から第6号までのいずれかに該当することにより意見提出手続を実施しないで政策等を定めたときは、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 意見提出手続を実施しなかった旨及びその理由

6 前各項（第3項を除く。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

#### 【解説】

第10条は、結果の公表について、第1項で公表時期や公表事項などを、第2項以下で公表の際の運用方法を定めています。

第1項の公表の時期は、政策等を公にする手続によって異なり、条例や基本構想は議案の提出（提案説明）と同時期、規則は公布と同時期、その他の政策等は「公にする行為」と同時期に公表しなければなりません。「公にする行為」とは、決定した政策等の内容を市民に知らせることをいい、通常は、市報すいたやホームページへの掲載、パンフレットの配布などがこれに該当します。

提出された意見は、そのまま公表することが原則ですが、第2項では、提出意見が多数の場合、そのまま公表したのでは、見る側にも大変な負担になってしまうため、意見の内容によって分類整理し、同内容の意見をまとめたり、又は文章の長いものを要約し

て公表できることを規定しています。

また、第3項では、提出された意見の中に個人が識別できる情報や第三者への中傷、又は情報公開条例の非公開情報に当たる事項や公序良俗に反することが含まれるなど、公表すること自体が適切でない内容が含まれる場合に、その意見の全部又は一部を公表しないことができると規定しています。

第4項は、パブリックコメントを実施した後で政策等を定めないことになった場合も、その旨を公表しなければならないと規定しています。取りやめになった理由などを明らかにすることで、市民への説明責任を果たそうとするものです。

第5項は、パブリックコメントを実施しないで政策等を定めることができる場合として、第4条に規定するもののうち、第1号から第6号までの理由による場合は、政策等の公布と同時期（第1項の説明参照）に、その理由や政策等の趣旨を公表する必要があると規定しています。第1号から第6号までの理由による場合は、それぞれの案件ごとに状況が異なるため、適用除外になる理由を具体的に示す必要がありますが、第7号から第11号までの理由による場合は、それに該当すること自体が適用除外の理由になるので、より具体的な説明を必要としません。

第6項の「その他の適切な方法」には、担当部局の窓口及び市民総務室での公表のほか、出張所や公民館など出先機関での公表が考えられます。

（実施責任者）

第11条 実施機関は、意見提出手続の適正な実施を確保するため、各部（部を設けない実施機関にあっては、当該実施機関）に、意見提出手続の実施責任者を置かなければならない。

【解説】

第11条は、意見提出手続の実施責任者について定めています。

手続の適正な実施のため、各部局の次長会参加者に担当をお願いしています。実施責任者の役割は、パブリックコメントに関わる起案の確認等を通じて、手続が適正に実施されているかどうかを部局単位でチェックすることです。

（苦情の申出）

第12条 市民その他関係者は、実施機関の意見提出手続の運用に関し、市民自治推進委員会（吹田市自治基本条例第30条第1項に規定する吹田市市民自治推進委員会をいう。次項において同じ。）に苦情を申し出ることができる。この場合においては、第8条の規定を準用する。

2 市民自治推進委員会は、市民その他関係者から苦情の申出があったときは、その内容を調査審議し、当該申出について理由があると認めるときは、実施機関に対し、是正の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善について提言することができる。

【解説】

第12条は、意見提出手続の運用に関する苦情の申出について定めています。第1項で苦情の申出先と申出の方法を、第2項で申出に対する市民自治推進委員会の権限を規定しています。

第1項の「意見提出手続の運用」とは、手続に漏れがないかどうか、提出された意見の整理や要約が適正になされているかどうかなどをいいます。市民自治推進委員会は、吹田市自治基本条例に基づき、市民参画と協働に関する重要事項を調査審議する機関であり、市民参画制度の一つであるパブリックコメントの運用に関する苦情を調査することも、その権限に含まれていると考えられます。

なお、意見提出の際に住所、氏名などの記載を求めていますので、苦情の申出についても同様としています（第8条の準用）。苦情に対する市民自治推進委員会の勧告や提言が出された場合は、本人に通知するのではなく、苦情の内容と併せて、ホームページで公表することになります。

また、勧告や提言を受けた実施機関は、その内容に誠実に対応するとともに、対応の状況についてホームページで公表することになります。

苦情申出の制度は、実施機関の運用上の不備を調査し、今後の改善につなげるための制度ですので、パブリックコメント自体をやり直すことにはなりません。提出された意見への応答が不十分な場合に、応答のやり直しが必要になる可能性はあります。

（一覧表の作成）

第13条 市長は、意見提出手続の実施状況に関する一覧表を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、適時に、公表しなければならない。

【解説】

第13条は、意見提出手続の実施状況の公表について定めています。

「実施状況」とは、意見募集を予定している案件の一覧、意見を募集している案件の一覧、意見募集を終了した案件の一覧、意見を募集しなかった案件の一覧などの状況を指します。市長以外の実施機関が行うパブリックコメントも併せて、案件ごとに、意見募集の実施が決定した時点、意見募集が終了した時点などに一覧表を更新し、ホームページ上で公表しています。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【解説】

第14条は、この条例の施行に関し必要な事項は各実施機関が定める旨を規定しています。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 実施機関がこの条例の施行の日から60日以内に定める政策等については、この条例の規定は、適用しない。

【解説】

条例の施行準備と周知に必要な期間として3か月をとり、平成21年(2009年)7月1日から施行しました。第2項の経過措置は、施行日から60日以内に定める政策等について施行日以後にパブリックコメントを実施しても時間的に間に合わないことから規定されたものです。

## 資料 1

平成21年3月31日公布  
吹田市条例第5号  
平成26年1月7日改正

### 吹田市民の意見の提出に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市が重要な政策等を定めるに当たり、あらかじめ当該政策等の案に対する市民の意見の提出を求めることにより、市民の市政への参画の機会を保障するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 政策等 実施機関が定める次に掲げるものをいう。

#### ア 条例

イ 計画（吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）第25条第1項に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画並びに各行政分野において施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。）

ウ 規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）

エ 告示（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定めるものに限る。以下同じ。）

オ 審査基準等（吹田市行政手続条例（平成9年吹田市条例第3号）第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。以下同じ。）

#### (意見提出手続)

第3条 実施機関は、政策等を定めようとする場合には、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、市民その他関係者（当該政策等の案に利害関係を有する者をいう。以下同じ。）が意見（情報を含む。以下同じ。）を提出するための手続（以下「意見提出手続」という。）を実施しなければならない。

#### (適用除外)



第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、意見提出手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 国若しくは大阪府その他の地方公共団体又はこれらの機関が定める法令、条例等と実質的に同一の政策等を定めなければならないとき。
- (3) 他の実施機関が意見提出手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (4) 法令又は条例の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見提出手続に相当する手続を実施して政策等を定めようとするとき。
- (5) 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに準ずる機関として実施機関が定めるものが、意見提出手続に準ずる手続を経て定めた答申、報告等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (6) 相互に密接な関係を有する政策等の一方について既に意見提出手続（第4号に規定する意見提出手続に相当する手続及び前号に規定する意見提出手続に準ずる手続を含む。）を実施している場合において、当該政策等の内容を踏まえて他方の政策等を定めようとするとき。
- (7) 次に掲げる政策等を定めようとするとき。
  - ア 条例の施行期日について定める規則
  - イ 恩赦について定める条例又は規則
  - ウ 条例又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該条例又は規則
  - エ 法令又は他の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例、計画、規則又は告示（市民その他関係者に重大な影響を及ぼすものを除く。）
  - オ 市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の市の組織について定める条例又は規則
  - カ 職員の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定その他の人事行政について定める条例又は規則
  - キ 市の会計、予算、決算及び契約並びに財産の管理について定める条例、規則又は審査基準等
  - ク 市の事務の管理及び執行について定める条例又は規則
  - ケ 納付すべき金銭について定める条例、規則又は審査基準等
  - コ 金銭の給付について定める条例又は規則
  - サ 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のもの
- (8) 地方自治法第74条第1項の請求を受けて議会に条例を付議しようとするとき。
- (9) 法令又は政策等の適用又は準用について必要な技術的読替えを定めようとするとき。
- (10) 根拠となる法令又は他の政策等の廃止等に伴い当然に政策等を廃止しようとする

とき。

(1) 意見提出手続を実施することを要しない軽微な変更として次に掲げるものを内容とする政策等を定めようとするとき。

ア 法令又は他の政策等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

(予告)

第5条 実施機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めるに当たっては、できる限り早期に、市民その他関係者に対し、インターネットの利用その他の適切な方法により予定している政策等の題名及び意見の提出期間を公表するよう努めなければならない。

(政策等の案の公表)

第6条 実施機関は、意見提出手続を実施するときは、政策等の案とともに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の案の題名、趣旨及び概要

(2) 政策等の案に関連する資料

(3) 意見の提出期間、提出先及び提出方法

2 前項の規定により公表する政策等の案は、当該政策等で定めようとする内容を具体的かつ明確に示すものでなければならない。

3 第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(意見の提出期間)

第7条 前条第1項第3号の意見の提出期間は、同項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、意見の提出期間を30日を下回る期間とすることができる。この場合においては、前条第1項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。

(意見の提出方法等)

第8条 第6条第1項第3号の意見の提出方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、市民その他関係者から意見の提出を求めるに当たっては、氏名、住所その他のその者が識別され、又は識別され得る情報の記載を求めてはならない。

(提出意見の考慮)

第9条 実施機関は、意見提出手続を実施したときは、政策等の案に対して市民その他関係者から提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮して、当該政

策等を定めなければならない。

(結果の公表等)

第10条 実施機関は、意見提出手続を実施して政策等を定めたときは、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案を公表した日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（政策等の案を修正した場合にあつては、その修正内容を含む。）及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、提出意見が多数に上るときは、当該提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

4 実施機関は、意見提出手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととしたときは、その旨（別の政策等の案について改めて意見提出手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第4条第1号から第6号までのいずれかに該当することにより意見提出手続を実施しないで政策等を定めたときは、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 意見提出手続を実施しなかった旨及びその理由

6 前各項（第3項を除く。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(実施責任者)

第11条 実施機関は、意見提出手続の適正な実施を確保するため、各部（部を設けない実施機関にあつては、当該実施機関）に、意見提出手続の実施責任者を置かなければならない。

(苦情の申出)

第12条 市民その他関係者は、実施機関の意見提出手続の運用に関し、市民自治推進委員会（吹田市自治基本条例第30条第1項に規定する吹田市市民自治推進委員会をいう。次項において同じ。）に苦情を申し出ることができる。この場合においては、第8条の規定を準用する。

2 市民自治推進委員会は、市民その他関係者から苦情の申出があつたときは、その内容を調査審議し、当該申出について理由があると認めるときは、実施機関に対し、是

正の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善について提言することができる。

(一覧表の作成)

第13条 市長は、意見提出手続の実施状況に関する一覧表を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により、適時に、公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関がこの条例の施行の日から60日以内に定める政策等については、この条例の規定は、適用しない。

## 資料 2

平成18年10月11日公布  
吹田市条例第34号

### 吹田市自治基本条例（抄）

#### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

#### （市民意見提出手続）

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

### 第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。
- 3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 委員会は、委員8人以内で組織します。
- 5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができます。

- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 資料 3

平成9年3月31日公布  
吹田市条例第3号

### 吹田市行政手続条例（抄）

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等（第32条第1項においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
  - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分
  - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
  - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
  - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 本市の機関 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき本市に置かれる執行機関、吹田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年吹田市条例第31号）第3条に規定する水道事業の管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づき本市に置かれる消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。
- (9) 審査基準 申請により求められた許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (10) 処分基準 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (11) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。




お問い合わせ先

吹田市 市民部市民自治推進室

TEL：06-6384-2139（直通）

 ホームページ：<http://www.city.suita.osaka.jp/>

 Eメール：[ks\\_jichi@city.suita.osaka.jp](mailto:ks_jichi@city.suita.osaka.jp)